

令和元年6月23日現在

機関番号：34428

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2018

課題番号：17K13303

研究課題名(和文) ハワイ、オーストラリアにける日本人売春の歴史的研究

研究課題名(英文) A Historical Study of Japanese Prostitution in Hawaii and Australia

研究代表者

大原 関 一浩 (OHARAZEKI, Kazuhiro)

摂南大学・外国語学部・講師

研究者番号：00749880

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、これまで研究の蓄積が少ないハワイ・オーストラリアにおける日本人売春の歴史に関する研究を開始するにあたり、先行文献の精査・海外アーカイブの予備調査を行い、今後の研究課題を明確化した。オーストラリアに関しては、北米西部における日本人売春に関する研究のなかで得た知見を生かし、両地域における人種経験、日本からの渡航ルート、現地の官憲による外国人女性の性管理などのテーマを、比較の視点から検討していく。ハワイに関しては、海外アーカイブで入手可能な公的文書(連邦裁判所や巡回裁判所の記録など)の分析を通じて、国家による外国人の性管理と日本人売春の関係性を明らかにしていく。

研究成果の学術的意義や社会的意義

冷戦終結後の約30年間で、人やモノの国境を超える移動に関する学術的・社会的な関心が高まり、歴史学などの社会科学の分野では、「人身売買」などの国際的な問題についての研究が増加した。ハワイやオーストラリアにおける日本人売春は、1世紀以上も前に起きた事象であるが、今日の国際的な問題について重要な問題提起となりえるテーマである。

研究成果の概要(英文)： The aim of this project is to conduct a preliminary research on the history of Japanese prostitution in Hawaii and Australia. Two future research agendas are identified: 1) to conduct a comparative analysis of Japanese prostitution in Australia and that in the North American West, including differences and similarities in racial experiences in the two regions, migration routes from Japanese origins to Australian and North American ports, and the ways in which foreign women's sexuality was regulated by the local and federal governments in the regions; 2) to examine how federal and local laws concerning prostitution were applied on Japanese prostitution in Hawaii by analyzing various public records, including federal court case files and the records of the Circuit Court in Honolulu.

研究分野：歴史学

キーワード：からゆきさん 性管理 移住

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

#### (1) 「からゆきさん」研究

1950年代から「からゆきさん」についての学術研究は、日本史、女性史、植民地史研究の分野で進み、東南アジアや北東アジアにおける日本人売買春についての研究の蓄積がある。しかし、北米(アメリカ合衆国・カナダ)における日本人売買春についての研究は少ない。本研究は、これまで申請者が取り組んできた北米「からゆきさん」に関する研究に加え、ハワイ・オーストラリアにおける日本人売買春について、その実態の解明に取り組み、比較の視点から「からゆきさん」研究の進化を目指す、という着想に立った。

#### (2) 人の「移動」研究

冷戦終結後、国境を超える人やモノの動きが増え、「人身売買」問題が注目される中で、社会科学におけるトランスナショナルな移民研究が近年進んでいる。「からゆきさん」研究も、過去におきたトランスナショナルな人の「移動」の現象として、現代的な意義を持つのではないかと、という認識に至った。

### 2. 研究の目的

#### (1) 二次文献の精査と史料の把握

これまでの先行研究を精査し、それらで活用されてきた史料の種類と特徴を把握し、どのように利用されてきたのか、どのような成果が得られるのか、可能性を探る。

#### (2) 史料の収集と分析

上記の二次文献の精査から得られた史料の理解にもとづき、海外のアーカイブを訪問し、該当史料を閲覧し、特徴的な史料のサンプルを複製する。そこで得られた史料を試験的に分析し、どのような史実が浮かんでくるか、見通しをつけながら、今後の計画を練る。

#### (3) 成果を研究会や学術誌で報告

収集した史料のサンプル分析を通じて得られた発見や成果を、国内の研究会・学会において報告し、移民研究とジェンダー史研究の専門家たちから、分析の方法や検討すべき課題についてのコメント・アドバイスをもらう。

### 3. 研究の方法

#### (1) 二次文献の精査

ハワイ・オーストラリアの「からゆきさん」に関する先行研究を精査し、利用されてきた史料と分析方法を把握する。そのなかで、検討されてこなかったテーマや、十分に利用されていない/利用されていない史料を把握し、今後の研究トピックと方法を探った。

#### (2) 史料収集

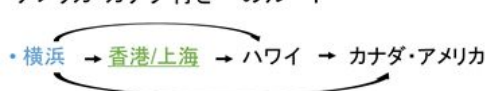
これまで進めてきた北米「からゆきさん」に関する調査で得られた史料やアーカイブに関する知識をもとに、東京・ホノルル・サンフランシスコ・キャンベラで史料収集を行った。具体的には、外交史料館、ハワイ州立公文書館、ハワイ大学図書館、米国国立公文書記録管理局、オーストラリア国立図書館、オーストラリア国立公文書館を訪問した。閲覧した資料は、連邦政府記録、州議会資料、裁判資料、警察記録、図画資料、新聞資料などである。今後分析すべき史料の量を把握し、リスト化した。

### 4. 研究成果

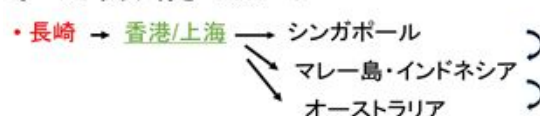
#### (1) 北米とオーストラリアの比較

先行研究の精査と史料収集を通じて、オーストラリアと北米西部における日本人売買春について、いくつかの類似点・相違点が明らかになった。両地域において、フロンティア型の社会が形成される時期に日本人女性が移住し、日本人売買春は現地の社会秩序の維持に不可欠の存在として官憲に認識されていた；両地域における人種経験の違い(北米地域が有色労働者を取り込みながら発展し、オーストラリアが有色人種を排除して社会の安定を図った)が、日本人売買春の発展・衰退に大きく影響した；北米への渡航ルート(横浜から香港・上海・ハワイを経由)と、オーストラリアへの渡航ルート(長崎から香港/上海/シンガポール/マレーを経由)は異なっていた。

#### アメリカ・カナダ行きへのルート



#### オーストラリア行きへのルート



## (2) 米国連邦政府による取り締まり

国立公文書記録管理局で日本人売買春に関する米国連邦地方裁判所の記録を分析し、連邦政府による日本人娼婦・周旋者の取り締まりの事例をいくつか検証した。合衆国にはアジア人売買春を取り締まる法律が存在していたが、取り締まりのために必要な証拠を得ることは、移民官にとって難しかった。しかし、1910年に移民法が改正され、売春に従事した外国人女性と、売春から利益を得る家主に対する取り締まりが強化され、日本人売買春女性と雇用主の多くが、1910年代に送還/処罰された。今回の調査により、連邦レベルでの外国人売春政策や、合衆国本土における外国人売買春に関する議論が、ハワイの日本人売買春へどう影響したか、検討する必要がある、という認識に至った。

さらに、マイグレーション研究会(2018年5月)で上記の調査で明らかになったことを報告し、フロアとの質疑応答の中で、以下の課題も明らかになった： 帰化権を持たなかった日本人売買春女性に連邦法が適用される場合、人種(観)が具体的にどのような役割を果たしたのか； 赤灯区における日本人売買春が衰退した一方で、日本人コミュニティ内部には料理屋で働く「芸者」がかなり存在していたので、売春業とそれらの接客業の関係はどうだったのか； 連邦レベルでの法の作用だけでなく、市政レベルでの法(条例など)が日本人売買春にどう適用されたのか、公文書や裁判資料の分析を通じて検討する必要がある、などである。

## (3) アジア系アメリカ研究における意義

先行研究の精査およびアメリカ学会「アジア系アメリカ研究」分科会(2018年6月)における発表・議論を通じて、北米「からゆきさん」研究と、関連する研究分野との接点、および研究の意義を3点明らかになった。

### アジア人の北米移住史研究との接点：

当初、1980年代、社会学者のLucie ChengやEdna Bonacichが、世界近代システム理論に依拠して、アジア人の北米への移住を、欧米帝国主義、世界規模の労働の再配置、といった構造的要因から説明し、それ以後の約20年間で、歴史学者たちが、アジア言語の一次史料を駆使しながら、アジアの移民送出地域とアメリカのアジア人コミュニティの間での、トランスナショナルな人のつながりなどを、実証的に描いた。また、過去10年間では、カナダとアメリカの国境を越えるアジア人の移動に関する研究もあり、国家による規制をかいくぐって人が移住するプロセスを、Kornel Changや高井由香里が研究した。日本人売買春女性も、日米のトランスナショナルな周旋ネットワークを通じて渡米し、米加国境を越えてアメリカに合法・非合法な方法で入国した。このように、北米の日本人売買春研究は、アジア人の北米移住史というフィールドで、一定の貢献ができるのではないかと。

日本の近代史、とくに明治の社会史との接点：当初、北米で日本人売買春が増えた時期、その働き方は、日本の遊廓の慣習をベースにしたものだった。例えば、女性は前借金を受け取り、渡航して、仕事をしながらそれを返済した。あるいは、お客から受け取ったお金は、6割が女性の取り分になり、4割が雇用主のものになる。つまり、北米の日本人売買春を研究する場合、北米西部現地の状況だけでなく、明治の「遊廓」の慣習、女性の社会的位置づけ、働き方なども考察する必要がある、という認識を強めている。

実際に、日本人移民史研究の分野でも、明治の社会文化のコンテキストを考察することによって研究が進んできた、という経緯がある。例えば、Brian Hayashiの研究によれば、明治時代、旧士族の人々が、没落し、それまでの徳川社会における支配的な倫理規範であった「新儒教」に代わるものとして、キリスト教を重視し、改宗し、中には北米に移住する人があり、定住先のロサンゼルスの日系人社会で高い社会的ステータスを維持していた。また、Andrea Geigerは、北米に移住した被差別部落の人々に注目し、明治になっても続いた根強い部落差別が海を渡り、日本人移民の北米社会への適応プロセスに影響を与えた、ということを実証した。日本人売買春女性たちにとっての北米経験を語る時、日本という文脈をぬきにして語ることはできない。明治の時代に周辺化された社会集団と、海外移住の関係、こうした視点から、日本人の海外移住の意味を考える切り口になるのではないかと。

トランスナショナル・ヒストリーや、比較史の手法の有効性を試す一つの実験：北米「からゆきさん」の研究は、アメリカ史・移民史のトピックとして位置づけることは可能である。しかし、明治・大正期、売買春に従事していた日本人女性の大半は、国外ではなく国内の遊廓で働いていた。そうであれば、北米で売買春に従事するということは、日本国内のいわゆる芸娼妓たちの経験と比べてどのような意味があったのか？海外で売春に従事することにメリット・デメリットはあったのか？こうした明治の社会史・女性史という分野からの問題提起も可能である。また、日本でキリスト教者を中心とした「廃娼運動」が盛り上がっていた明治・大正期には、北米西海岸の日本人コミュニティでもキリスト教者・移民指導者による買春撲滅運動が高まっていたことがわかっているが、こうした太平洋の両岸における売春反対運動への取り組み方に、相違点や類似点はあったのか？ネットワークは存在したのか？一次史料の分析を通じてこうした問題を検討することは、近年その有効性が提唱されている比較やトランスナショナルなどの方法論の有効性を試す、一つの実験となりえるのではないかと。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

大原関一浩、「ホノルル芸妓組合についての一考察 - 1910 年代の日本語新聞記事の分析を中心に - 」、『摂大人文学』第 26 号、2019 年 1 月、45-70。

大原関一浩、書評「林葉子『性を管理する帝国 公娼制度下の「衛星」問題と廃娼運動』」、『女性とジェンダーの歴史』第 6 号、2019 年 3 月、101-103。

〔学会発表〕(計 4 件)

大原関一浩、「オーストラリア「からゆきさん」の歴史研究 比較の視点から 」、ジェンダー史学会第 14 回年次大会 (於奈良女子大学) 2017 年 12 月

大原関一浩、「ハワイの日本人売買春に関する連邦地方裁判所記録」、マイグレーション研究会 2018 年 5 月例会 (於京都女子大学) 2018 年 5 月

大原関一浩、「アジア系アメリカ人研究と日本人娼婦の歴史経験」、アメリカ学会第 52 回年次大会「アジア系アメリカ研究」分科会 (於北九州市立大学) 2018 年 6 月

Kazuhiro Oharazeki, “Episode 61 - Dr. Kazuhiro Oharazeki (Setsunan University),” Meiji at 150 Podcast, URL: <https://meiji150.arts.ubc.ca/podcast/>, August 2018

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。